

経済産業省中小企業イノベーション創出推進事業
統括運営委員会の設置について

1. 設置趣旨

- 経済産業省の執行する中小企業イノベーション創出推進事業は、経済産業省に造成された中小企業イノベーション創出推進基金を活用して、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模な技術実証事業（以下「SBIR フェーズ3事業」という。）を実施し、我が国のスタートアップ等の有する革新的な技術の社会実装の促進を図ることを目的とするもの。
- SBIR フェーズ3事業の適正かつ効率的な事業執行に当たっては、プロジェクト毎の特性も考慮した上で、SBIR フェーズ3事業の趣旨を鑑み、革新的な技術の研究開発計画だけでなく、成果の社会実装に向けた計画の策定と実行が求められる。また、将来的な市場における初期需要の創出の実現のためには、事業に参加するスタートアップ等の事業活動に加えて、関連企業等との連携の促進を含め、プロジェクト担当課室等による各種の伴走支援も重要な要素となる。
- このため、経済産業省は、SBIR フェーズ3事業において統括運営委員会を設置し、プロジェクトの内容やプロジェクト担当課室の担う役割等について意見を求めるほか、統括プロジェクトマネージャーと連携しながら、プロジェクトを実施するスタートアップ等やプロジェクトの進捗管理等を担当するプロジェクトリーダー等との議論を通じて、プロジェクトの統一的な進捗状況の把握と執行状況の適切性の確保のための管理・調整を行う。

2. 主な審議内容

- (1) プロジェクト（研究開発課題）毎の議論（目標、研究開発項目、予算規模、社会実装に向けた計画等の議論）
- (2) プロジェクト毎の進捗状況に関する議論と把握
- (3) プロジェクトを実施するスタートアップ等やプロジェクト担当課室、プロジェクトリーダーとの議論を通じた、執行状況に対する指導・助言 等

※補足

- 本統括運営委員会は、経済産業省がSBIR フェーズ3事業において設置するものであり、当該事業の基金設置法人である低炭素投資促進機構の協力を得て運営を行う。
- プロジェクトの内容等を踏まえて、委員長及び委員の承諾を得た上で、統括運営委員会の構成員を追加する可能性がある。
- プロジェクトの内容は、プロジェクト担当課室の原案を統括運営委員会で審議の上、同課室が、産業技術環境局と調整の上、必要に応じて修正を加え、最終的に決定する。
- SBIR とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）等に基づき内閣府及び関係省庁が運用している、革新的な技術の研究開発を行うスタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装につなげることで、我が国のイノベーション創出を促進するための制度のことをいう。

経済産業省中小企業イノベーション創出推進事業
統括運営委員会
委員名簿

※五十音順、敬称略

(委員長)

東 出 浩 教

早稲田大学大学院経営管理研究科 教授

(委員)

櫻 井 政 考

TEAM アライアンス株式会社 代表取締役社長

白 坂 成 功

慶應義塾大学大学院
システムデザイン・マネジメント研究科 教授

竹 森 祐 樹

株式会社日本政策投資銀行
業務企画部 イノベーション推進室長・担当部長

田 路 則 子

法政大学大学院経営学研究科 教授

辻 秀 樹

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社
シニアアドバイザー

中 野 冠

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科附属 SDM 研究所 顧問

西 野 和 美

一橋大学大学院経営管理研究科 教授

議事の運営について

経済産業省中小企業イノベーション創出推進事業における統括運営委員会（以下「委員会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 本委員会は、原則として公開する。ただし、プロジェクト実施者の意向なども踏まえ、委員長が委員会を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。
2. 添付資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。ただし、非公開情報に基づく議論を行う場合は、委員以外の者の出席を認めないこととする。
4. 委員は、自らが関与するプロジェクトの議決及び競合他社の非公開情報を扱う議論には参加できないこととする。自らが関与するプロジェクトの範囲及び確認方法は別添に定めるとおりとする。
5. 委員は委員会に関して知り得た非公開情報は、委員会の審議以外の目的で利用してはならない。
6. この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な情報は、委員長が定める。
7. 委員会の運営の事務局は、経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課が、低炭素投資促進機構の協力を得て行うこととする。

自らが関与するプロジェクトの範囲及び確認方法

1. 「自らが関与するプロジェクト」の範囲は、委員本人がプロジェクト実施者との間に以下の関係性を有する場合とする。
 - ① 実施者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族にある場合
 - ② 実施者と同一の組織に所属している場合
 - ③ 実施者の案件に関わっている又は実施者と契約関係にある等、密接な関係を有する場合
 - ④ 実施者の案件と直接的な競争関係にある場合
 - ⑤ その他事務局が該当すると判断した場合
2. 前項の「実施者」については、提案者の研究者一覧や事業実施体制に氏名が記載された研究者・研究開発責任者、プロジェクト実施企業の経営者をいう。
3. 第一項の規定への該当性は、委員本人と実施者の双方からの申請に基づき、事務局から委員長に協議の上で判断する。申告を怠った場合は、不正行為として氏名及び社名等を公表する可能性がある。